

パブリックコメント実施要領

1. 意見募集の案件

日野市個人情報保護法施行条例（骨子案）

2. 意見募集の理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関する内容を定めることを目的とした日野市個人情報保護法施行条例（骨子案）に対し、皆様の意見を募集します。

3. 対象者

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) パブリックコメント手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する方

4. 公表日

令和4年9月1日（木曜）

5. 募集期間

令和4年9月1日（木曜）～令和4年9月30日（金曜）

6. 資料の閲覧方法

- (1) インターネットによるダウンロード・閲覧
- (2) 窓口での閲覧

次の場所で閲覧できます。資料の配布は行っておりません。

閲覧場所	閲覧可能期間・時間
総務課 （日野市役所4階）	令和4年9月1日～令和4年9月30日まで 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで 土曜日・日曜日・祝日は閉庁
中央図書館 高幡図書館 日野図書館 多摩平図書館 平山図書館 百草図書館	令和4年9月1日～令和4年9月30日まで 火曜日から金曜日 午前10時～午後7時まで 土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時まで 月曜日は休館（ただし、月曜が祝日の場合は開館）
市政図書室 七生支所 豊田駅連絡所	令和4年9月1日～令和4年9月30日まで 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時15分まで 日曜日・祝日は閉庁

7. 意見書提出時の注意事項

ご意見のほか、氏名（団体名）、住所、電話番号を明記してください。なお、日野市に在勤・在学の方はその名称及び所在地を記入してください。「3. 対象者」の(1)～(4)いずれにも該当しない場合は、パブリックコメント手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※「日野市パブリックコメントの手続実施要領」に基づき、上記の記載事項がないご意見については参考意見とさせていただきます。

8. 提出方法・提出先

以下のいずれかの方法で意見書（任意様式）に必要事項を記入のうえ、9月30日（金曜）までにご提出ください。

(1) 持参の場合

下記へ直接持参のうえ、ご提出ください。

提出先：日野市役所 4階 総務課

※土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) メールの場合

件名に「日野市個人情報保護法施行条例（骨子案）に関するパブコメ意見」と記入し、本文に意見と必要事項を記入のうえ、下記アドレスへ送信してください。

送信先：soumu@city.hino.lg.jp

※URL等への直接リンクによる意見は受付できませんのでご了承ください。

(3) 郵送の場合 ※郵送の場合は9月30日（金曜）必着。

封書で下記へ郵送（必着）してください。

封書に朱書きで「日野市個人情報保護法施行条例（骨子案）に関するパブコメ意見」と記載してください。※郵送料は提出者本人の負担となります。

郵送先：〒191-8686 日野市神明 1-12-1 日野市役所 4階 総務課 宛

(4) FAXの場合

意見書（任意様式）を下記の番号まで送信してください。

(FAX番号)042-581-2516

9. 注意事項

(1) 意見は日本語で記載してください。

(2) 提出いただいた意見については、氏名（団体名）、住所、電話番号を除き、公開する可能性がありますのでご了承ください。

(3) 下記のいずれかに該当するものについては無効とします。

①募集期間内に到達しなかったもの

②住所や氏名など、記入事項が記入されていないもの

③制度（骨子案）に関係ないもの

④個人や特定の団体を誹謗中傷するもの

- ⑤個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ⑥個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ⑦公序良俗に違反するもの
 - ⑧営業活動等営利を目的としたもの
- (4) 提出いただきました意見に対する回答は、日野市ホームページにて行います。個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- また、同様のご意見は集約させていただく場合がございます。

10. 問い合わせ先

日野市総務部総務課 電話番号 042-514-8128 (直通)